

令和8年第1回定例会

経済文教常任委員会記録

令和8年3月11日（水）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時54分

○出席委員（6名）

1番 須藤 江利加 委員 8番 樋川 篤子 委員 9番 竹浪 敦 委員
15番 石山 敬 委員 24番 三上 秋雄 委員 28番 田中 元 委員

○出席理事者（9名）

農林部長	澁谷 明伸	農村整備課長	柴田 義博
商工部長	岩崎 文彦	商工労政課長	佐々木 幸生
商工労政課総括主査	高橋 純一	教育部長	森岡 欽吾
生涯学習課長	中川 元伸	観光課長	早坂 謙丞
中央公民館長	高森 紀之		

○出席事務局職員（2名）

次長補佐兼議事係長 竹内 良定 書記 飯田 大空

【午前10時00分 開会】

○委員長（石山 敬委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本日の案件は、1、付託案件の審査について。2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての以上2件であります。

初めに、案件1、付託議案の審査を行います。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第30号 弘前市火入規制条例の一部を改正する条例案

○委員長（石山 敬委員） まず、議案第30号弘前市火入規制条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。農林部長。

○農林部長（澁谷明伸） 議案第30号弘前市火入規制条例の一部を改正する条例案について御説

明申し上げますので、資料1を御覧ください。

まず、1、弘前市火入規制条例の概要についてですが、弘前市火入規制条例においては、森林法の規定に基づき、当市の森林、または森林の周囲1キロメートルの範囲内の土地における火入れについて、許可の手續や火入れの制限などの事項を定めております。

次に、2、改正理由についてですが、国では、令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防防災対策の在り方に関する検討会を開催し、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとの報告を取りまとめております。

また、弘前地区消防事務組合においては、弘前地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正し、令和8年1月1日より、林野火災に関する注意報及び警報の運用を開始しております。

これらの状況を受けまして、当市におきましては、森林法第21条に基づき、火入れ許可を行う権限を有しているところですが、許可期間中であっても、林野火災に関する注意報が発せられた場合には、林野火災を未然に防ぐため、火入者に対し火入れを中止させる必要があることから、弘前市火入規制条例における所要の改正を行うものであります。

なお、今回の改正に合わせて、許可の取消し範囲の見直しを行うほか、昭和63年4月1日に名称変更された気象注意報の文言修正を行うこととしております。

次に、3、改正内容についてですが、資料2の新旧対照表も併せて御覧ください。

改正点は5点ございます。

1点目の改正内容といたしましては、許可の取消し範囲の見直しを行っております。改正前の条例では、許可の取消しが可能な範囲を第7条第1項の火入れの許可後、延焼その他危害の発生のおそれが生じ、市長が必要な指示を行ったにもかかわらず、従わない場合に限定しており、許可の要件、対象期間、対象面積に違反した場合等には取消しができないことから、第7条第2項の規定を削除し、別途、許可の取消しに関する第17条を新設しております。

2点目の改正内容としましては、第17条新設による条ずれに伴う第18条の文言修正を行っております。

3点目の改正内容といたしましては、第14条第1項中の「異常乾燥注意報」の表記を「乾燥注意報」に改正しております。これは、昭和63年4月1日に名称変更された気象注意報に係る文言修正を反映したものととなります。

4点目の改正内容といたしましては、第14条第1項中の火入れの許可期間中の火入れの中止の対象に「林野火災に関する注意報」を追加しております。

5点目の改正内容といたしましては、第14条第1項、第14条第2項及び第16条第3項中の「発令された」を「発せられた」に改正しております。これは、林野火災に関する注意報、火災警報については、発せられた区域にある者に対し、火の使用の制限に従う義務を課すものであるため、発令でも問題ないものの、それ以外の注意報については気象庁が発表し、警戒や注意報を呼びかけるにとどまるものであり、これらを発令されたという表現でまとめるのは正確性に欠けることから、いずれも内包できる表現に修正したものであります。

次に、資料1の2ページ、4、施行期日についてですが、条例の公布日と同一となっております。

資料3を御覧ください。

こちらは、改正前の弘前市火入規制条例であります。

最後に、資料4を御覧ください。

こちらは、弘前市の森林に関する面積であります。

当市における森林の面積は、市全体のおよそ半分を占める約2万3600ヘクタールであり、そのうち、国有林が約1万5100ヘクタール、県有林、市有林、私有林などの民有林が約8,600ヘクタールとなっており、国有林を含めた市内全ての森林が火入規制条例の対象範囲となっております。

説明は以上であります。

○委員長（石山 敬委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（竹浪 敦委員） この火入れに関してなのですけれども、許可取消しということで文言があります。今回も許可の取消し、範囲の見直しというふうにされておりますが、これに関して罰則の規定はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○農村整備課長（柴田義博） 本条例につきましては、市の許可の取消しや火入れの中止というのがありますが、違反した場合の罰則はございません。しかし、弘前地区消防事務組合火災予防条例において、令和8年1月1日より運用されている林野火災注意報、そして林野火災警報のうち、林野火災警報が発令された際には、林野周辺の区域において火の使用制限に違反した場合は、消防法第44条第1項により30万円以下の罰金または拘留に処される可能性がございます。

○1番（須藤江利加委員） 今回、条例の一部改正ということではあるのですが、文面を見て書いてあったのでそもそも火入れ許可の申請が必要なものと分かったのですが、年間どのぐらい件数とかがあるものなのか、ちょっとその辺の確認をさせていただきたいです。

○農村整備課長（柴田義博） これまでの火入れ許可の申請件数についてお答えします。

令和2年度から令和6年度までの5か年における申請件数につきましては、ゼロ件となっております。

また、令和7年度2月末現在でも申請件数はゼロ件というふうになってございます。

○1番（須藤江利加委員） さほどというか、申請自体がほとんどされていないということではあるのですが、これまで林野火災というのは全国的に結構話題になっていたり、去年も近くの岩手県等でありましたけれども、この辺の地域であれば何となく報道等で分かると思うのですが、いま一度、例えば、過年度——令和2年度とかからでも構いませんので、林野火災が弘前市の付近であったのかどうかというのは、件数は分かりますでしょうか。

○農村整備課長（柴田義博） 令和2年度から令和6年度までの5か年におきまして、当市において火入れ行為を要因とする林野火災はございません。

ただし、原野などにおいて、たき火などを要因とした火災というのが令和2年度には1件、令和4年度に1件、令和6年度に4件発生しております。

○1番（須藤江利加委員） 私も先輩議員から伺って、裾野地区でも昔、火災が起きたことがあって、目の当たりにしたことがあるというので、それはまさに林野なので、林が燃えていたという話なので、多分林野火災に該当するのかなと思うのですが、いつ起きても分からない状況だとは思いますが、申請自体がゼロだということですので、火災防止の注意喚起というのは、いま一度強くやっていくべきなのかなと思うのです。そういった部分の対応というのはどうお考えで、対応されているのでしょうか。

○農村整備課長（柴田義博） 林野火災の注意喚起につきましては、春季における乾燥等の気象状況や農作業、焼却等に起因する火災の発生が予想されることから、市ホームページ、あるいは市SNSのほか、広報ひろさき、農業ひろさき、そして、ひろさき農業メールマガジンなど

を活用しまして、林野火災防止の注意喚起を実施しているところでございます。

○28番（田中 元委員） ちょっとお聞きしたいのですけれども、これは毎年のことなのだけでも、今年は言うまでもなく、記録的な豪雪によってりんご樹が大変な被害を受けて、私も七十何年間生きてきましたけれども、りんご樹がこんなに被害を受けたのは初めて見ました。

それはそれとして、あれだけの被害があるので、結局伐採したりりんご樹なども焼却しなければならぬということになるのだけれども、林等に隣接した畑、りんご園もあるわけでありましてけれども、この被害を受けたりんご樹の焼却もこれに該当するのかどうかお聞きしたいと思います。

○農村整備課長（柴田義博） まず、今回の火入規制条例の範囲になるのですが、基本的には先ほど資料4で提示しました森林及び森林から半径1キロメートルという範囲がございまして。

先ほど委員がお話しされているりんご園の、いわゆる剪定枝などの焼却ということになるのですが、これに関しては、基本的には野焼きというのは消防のほうから禁止されております。

ただし、農業などを実施するためにやむを得ず行う行為が例外的に認められている焼却ということになってございまして、やはり、先ほどちょっとお話ししたそれを燃やすという行為はやむを得ない行為になるということで、申請等は必要ないということになりますが、やはり先ほど言った注意報とか警報とかの際は気をつけていただきたいので、消防もいろいろところでPRとか、周知をしているところでございます。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第31号 弘前職業能力開発校条例の一部を改正する条例案

○委員長（石山 敬委員） 次に、議案第31号弘前職業能力開発校条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（岩崎文彦） 議案第31号弘前職業能力開発校条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料をもって御説明いたしますので、配布資料1を御覧いただきたいと思います。

議案第31号弘前職業能力開発校条例の一部を改正する条例案は、弘前職業能力開発校の旧岩木保健福祉センターへの移転と併せて管理運営体制等を見直すことに伴い、施設の名称及び位置を変更するなど、所要の改正をするものでございます。

改正の内容について御説明申し上げますので、配布資料2の新旧対照表も併せて御参照ください。

改正内容につきましては、まず、資料1の、2(1)施設名称の変更といたしまして、現状の実態に沿った形で事業主等が県の認定を受けた職業訓練を行うための施設として整理することから、法令上の用語の整合性を図るため、第1条において本施設の名称を弘前市職業訓練施設に改めるものでございます。

次に、(2)施設位置の変更は、第2条の表中の位置を弘前市大字賀田字大浦4番地1に改めるものでございます。

次に、(3)使用の範囲の新設は、これまで条例上明確でなかった使用の範囲を整理し、職業能力開発促進法第24条第1項に規定する県による認定を受けた職業訓練を実施する場合に、施設を使用できることを第3条に明記するものでございます。

次に、(4)使用料の新設といたしまして、本施設は技能労働者の職業能力の開発を図り、地位の向上や福祉の増進に資することを目的として設置するものであり、この施設で行われる認定職業訓練は、地域産業を支える技能人材の育成を通じて、市の産業基盤の維持・強化に寄与するものであることから、第4条において施設の使用については無料とするものでございます。

3、その他につきましては、職業能力開発校はこれまで指定管理者制度を導入し、職業訓練法人弘前職業訓練協会が指定管理を担ってきたものでございますが、本施設の利用は認定職業訓練の実施に限定され、指定管理者制度により期待される住民サービスの向上や運営上の裁量を発揮する余地が小さいことから、当面は指定管理者の募集を行わず、市直営で管理するものでございます。

ただし、将来的に施設の利用形態や管理内容に変更が生じた場合に備え、制度上の選択肢を確保するため、指定管理に関する規定は残すこととするものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日としております。

議案第31号の説明は以上となります。

○委員長（石山 敬委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○1番（須藤江利加委員） まず、資料を拝見していて、古い施設がきれいになっている状況は、写真でお見受けしてすごくきれいだなと思っていたのですが、これだけいいものになったのですから、やっぱりたくさんの方に利用していただきたいと思うのですが、実際にこれまで、新しいところはまだなのですか、前の場所での利用実績といたしますか、どれくらいの方がこれまで利用されているのかというのを、直近で構いませんので、直近の状況が分かればお知らせいただきたいのと、あとは、文面を見て、私もあまり詳しくは分かりませんが、職業訓練を行う事業主等がというふうに書かれているもので、登録されているいろいろな方々が利用しているのかなと思うのですが、そもそも協会になるのでしょうか、加盟されている方々の人数というのはどれぐらいいらっしゃるものなのか分かればお伺いしたいと思います。

○商工労政課長（佐々木幸生） まず、現在の実績でございますけれども、令和7年度は35人でございます。その前の令和6年度は39人、令和5年度は45人となっております。

次に、その協会の会員なのですか、現在93名となっております。

○1番（須藤江利加委員） どのくらい使っていらっしゃるのかの確認で、今、人数を教えていただいたのですけれども、いま一度確認したいのが、令和7年度は35人、令和6年度は39人とかという方々は、期間を設けて長期的に利用されているというふうな認識でよろしいのかがまず1点と、あと、先ほど、今回で市の直営になりましたというふうには説明でお伺いしたのですけれども、もうちょっと前からそういったことというのを把握されていたのではないかなとも思うところで、なぜ今回のタイミングで直営に変わったのかというのを併せて伺いたいと思います。

○商工労政課総括主査（高橋純一） まず、訓練の期間というところですが、普通課程と短期課程というのがございまして、普通課程については2年から3年の期間になっております。短期課程のほうは、大体3か月くらいで終わる見込みになっております。

○商工労政課長（佐々木幸生） 今、市の指定管理から直営になるタイミングなので、今回この移転に際しまして、審査の過程でその条例の内容を様々見直して整理してきたところがございますけれども、これまで、この認定職業訓練を実施する職業訓練協会が施設管理も併せて行ってきましたけれども、この中で施設の位置づけだったりとか、管理の在り方を改めて整理しております。

この施設は、職業訓練を実施する団体が使用する施設となっております、先ほどの説明にもありましたけれども、指定管理の業務内容も施設の維持管理が中心となっております。

そのことから、市民サービス向上のために、民間事業者の裁量を発揮する余地が小さい施設であると判断して、当面は指定管理制度を導入せずに市直営のものとしたものでございます。

○28番（田中 元委員） 今、お話を聞きましたけれども、まず、市が直営にした場合に、どういう体制でもって運営していくのかというのが1点です。

もう一つは、多分この施設の中ではいろいろな作業が出てくると思うのですよ。そうしたときに、隣接している住宅等々に騒音が響くようなことがないのかどうか、絶対ないのかどうか確認させていただきたいと思います。

○商工労政課長（佐々木幸生） 移転後に直営になった場合の体制ですが、今まで職業訓練協会が指定管理者でありましたけれども、本当はその使用者ということで定めておりますので、実際は事務員が3名同じように常駐する形でいますので、体制としては特に変わりはないということであります。

あと、騒音なのですが、今回、工事等も実施しております、周辺への騒音等の配慮というのは、しっかりとさせていただくこととしております。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者入替え]

議案第32号 弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案

○委員長（石山 敬委員） 次に、議案第32号弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（森岡欽吾） 議案第32号弘前市立郷土文学館条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提案理由といたしましては、弘前市立郷土文化館の観覧料を無料とするなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、お配りの資料を御覧ください。

1の改正内容の1点目といたしましては、現在、市外の小・中学生を50円、高校生、一般を100円としている観覧料を無料とするもので、追手門広場に訪れた観光客や弘前図書館の利用者などが気軽に入館しやすい施設とし、郷土の文学に関心の低い人にも弘前市出身の作家や文学作品を気軽に知ってもらい、郷土を知り、郷土に愛着を持つ市民や当市に関心を持つ関係人口の増加につなげようとするものであります。

改正内容の2点目といたしましては、これまで管理運営規則にのみ規定のあった写真撮影等の特別利用に係る申請及び許可行為につきましても条例上に根拠規定を置くこととし、これに伴う字句の整理を行うものであります。

本案の施行日につきましては令和9年4月1日としており、この理由といたしましては、現在の指定管理者の指定管理期間が令和9年3月31日までであり、指定管理者の募集要項及び管理業務基準書に観覧料の徴収事務が定められていることから、指定管理者の更新に合わせて、令和9年4月1日からこれを施行するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（石山 敬委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○1番（須藤江利加委員） 会派説明でもちょっとお話を伺ったのですけれども、いま一度再確認の意味で、見直しをされるということで、当市の小・中学生であったり、高校生、一般が無料になるということで、入りやすくなりますし、大変興味があってもお金がないとか、そんなに高い金額ではないのかもしれないけれども、今までよりもより入りやすくなるのかなというふうに思うところなのですけれども、これまでに見に来た市内の方・市外の方の利用者というのがどれくらいいるのかを少し確認させていただきたいのですが。分かる範囲で構いません、1年でもいいですし、二、三年程度でも、分かるのであれば伺いたいと思います。

○生涯学習課長（中川元伸） 郷土文学館の入館者についてです。

開館当時の平成2年度は1万5306人の入館者となっております。令和6年度は4,285人となっております。

それから、市内・市外の話もあつたのですけれども、令和6年度の入館者数で、小・中学生は524人のうち市内が443人、市外が81人となっております。

高校生、一般の入館者につきましては、市内・市外の区分がないことから、集計できておりません。窓口での感覚になりますが、およそ4割が市内の方だというふうと考えております。

○1番（須藤江利加委員） なかなか、これまでもすごく、1年間を通してだと思えますので、すごい人数が来ているということではないのかなというふうにお伺いしたところなのですけれども。

最近、あの辺の地域というか、図書館とか広場のところを中心にSNSを利用していろいろ配信をされている方が多いなという印象を受けます。利用していただいたり、中によいものが展示されているけれども、もっともっと配信していただきたいのですけれども、(2)のところですか、先ほど写真撮影とかの規定の整理の部分にございましたとおり、簡単に写真を撮って配信できるようなところではないような文面が書かれていたので、貴重なものがありますから、適当に個人が勝手にやることはできないのかもしれないのですが、ちょっと思うのが、やっぱりSNSとかネット配信の影響が大変大きく出るということは、これまで私も個人的に見てきてすごく感じる場所でしたので、中のものは触れられなくても、何か配信してくださいとか、外のほうでも何か写真を撮ってもいいもの、展示しているものとは別物になるかもしれませんけれども、話題性を持って見に来ていただく方を増やしていただきたいなというふうに思うのですが、その辺については、これから何か取組はあるのか、何か考えがあるのかで構いませんので、伺えますでしょうか。

○生涯学習課長（中川元伸） PRとか周知という点になるかと思うのですけれども、今後、これまで以上に広報ひろさきとか市ホームページ、プレスリリース等で周知するほか、旅行会社とか旅行雑誌のほうにも周知を図っていくことが必要だと考えております。

特に、市外からの教育旅行者とか団体旅行者などが100円という金額なのですけれども、それでちゅうちょしていたと思われる方々が結構おりますので、その方のほうにも周知を図っていくことが必要だと考えています。

今、お話にもありましたSNSを活用した撮影につきましては、今現在は、よくテレビの放映で使うために特別利用というのが、例えば太宰治の写真を使わせてほしいとか、雑誌で使わせてほしいとかを想定しているのですが、SNSで発信の撮影というのはちょっと想定していないところもあるので、どの程度までできるのか・できないのかかを整理した上で、できるだけ影響のない範囲で発信できるように工夫していきたいと思えます。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第33号 弘前市天文台条例案

○委員長（石山 敬委員） 最後に、議案第33号弘前市天文台条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（森岡欽吾） 議案第33号弘前市天文台条例案について御説明いたしますので、お配りの資料を御覧ください。

1、提案理由といたしましては、現在、観光部が所管する星と森のロマントピア天文台を教育委員会の社会教育施設として再開するに当たり、弘前市天文台の設置及び管理運営に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

2、概要、(1)条例制定事項といたしましては、設置目的を市民が様々な天文現象を観測できる機会を創出するとともに、天文学に関する学習の場を提供することにより、天文知識の普及及び生涯学習の振興を図ることとし、名称を弘前市天文台、位置を弘前市大字水木在家字桜井66番地1、使用料を無料とするほか、遵守事項などを規定しております。

また、附則におきましては、施行期日を令和8年4月1日とするとともに、弘前市星と森のロマントピア条例から天文台を削除するなど、所要の改正を行うこととしております。

(2)その他につきましては、条例の制定に関連して、管理運営規則において定める主な事項などを記載しており、開館時間を午後6時から午後10時までとし、休館日を毎週月曜日から木曜日と年末年始と規定することを予定しております。

管理体制につきましては、会計年度任用職員を配置し、望遠鏡等の点検などにつきましては、業務委託で対応することとしており、天文台の再開予定日につきましては、4月中をめどに調整を行うこととするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（石山 敬委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（竹浪 敦委員） 天文台を今後、市で運営するということになるのですが、この管理体制は一部業務委託になるのですけれども、何分天文台という専門的なところがあるのですが、実際この運用に当たって、こういったものを主催したり運営したりするというのはどういうところになるのかお伺いいたします。

○中央公民館長（高森紀之） 運営に関しては、天文台には会計年度任用職員を2人配置しまして、あと、施設の管理につきましては、中央公民館のほうで管理するような形になります。

○9番（竹浪 敦委員） ちなみに、ちょっとデータがあればなのですが、過去には大学生とかの利用というのは結構あるものなのでしょうか、お伺いいたします。

○中央公民館長（高森紀之） 天文台に来館される方々が学生かという情報はちょっとつかっておりませんので、すみません。

○1番（須藤江利加委員） 竹浪委員からも少しありましたけれども、大学生の利用の話ではないのですが、これまでどれぐらいの方が来館されているのかというのは少し気になりましたのでお伺いしたいのと、あとは、これまで管理をされている方もいるのかもしれませんけれども、やっぱり天文台というところで、専門的な知識を持ってこれまで関わってきている方というのが結構いらっしゃるのかなというふうに思いまして、私の周りでもすごく天文学の大ファンで、

星と森のロマンピアの天文台が見られなくなるのが本当に残念だという声が直接聞かれたこともありましたので、改めてそういった部分、詳細について伺いたいと思います。

○観光課長（早坂謙丞） それでは、これまでの利用人数を少し詳しく御説明したいと思います。

まず、天文台はこれまで市内の人、それから宿泊者等は無料となっております、市外の人には有料でありました。

令和3年度からの利用者数を申し上げます。令和3年度の来館者数は3,034人、宿泊者の利用が1,993人、宿泊者以外の無料の利用者数は848人、有料の利用者数が193人となっております。

令和4年度の来館者数は3,965人で、うち宿泊者数は2,503人、宿泊者以外の無料の利用者数は1,120人、有料の利用者数は342人です。

令和5年度の来館者数は4,895人で、うち宿泊者数は3,376人、宿泊者以外の無料の利用者数は1,188人、有料の利用者数は331名となっております。

昨年度——令和6年度の来館者数は5,086人で、うち宿泊者数は3,186人、宿泊者以外の無料の利用者数は1,481人、有料の利用者数は419人となっております。

なお、令和7年度につきましては、10月末で休館となっておりますので、4月から10月までの入館者数を申し上げますと、来館者数は4,358人、うち宿泊者数は2,558人、宿泊者以外の無料の利用者は1,222人、有料の利用者数は578人となっております。

それから、二つ目の質疑で、どのような人がこれまで関わってきたのかということですが、これまで天文台の管理運営は他の地域の天文台等において解説員を務めた経験がある一般財団法人星と森のロマンピアそまの社員が2名、あと、弘前大学の天文サークルに所属する大学生などの数名を天文イベント等に合わせて協力していただきまして、管理運営を行ってまいりました。

また、高校の教員を務めていた方で、大型望遠鏡の設置にも関わって、現在の望遠鏡のメンテナンス等を実施していただいている天文台の元台長の方を中心に、天体観測に精通している方々に長年天文台の活動を支えていただいていたところでもあります。

○1番（須藤江利加委員） 今の段階で人数等も分かりましたし、関わっている方も結構いらっしゃるといことが分かりました。

すみません、ただ1点確認なのですけれども、今後、その天文台のところだけを開館することになるのだと思うのですけれども、結局、夜の間天文台が午後6時から10時まで開館になるということが分かったのですけれども、治安ではないけれども、警備員の方とかそういったところというのはしっかり配置されるのか。というのも、管理運営が2名で行われるということだったので、山の中でもある上に、今ちょっと話題にもなっているというので、結構見に行く人もいるのかなど。今、これからの時期は春から山にも登れますし、そういった意味でも、そういう部分についての危機管理というのは何か考えているのか、もう既に対策されているものなのか、最後にそこだけよろしいでしょうか。

○中央公民館長（高森紀之） 4月からの体制は、会計年度任用職員2名の配置ということで考えておりまして、開館以外の時間帯は機械警備が作動するような形の体制を取っております。

○24番（三上秋雄委員） 今、説明を受けたわけですけれども、観光課から教育委員会に変わるということで、どういうところが変わるのか。それと、今聞いたら、スタッフの方が結構携わるという感じなのだけれども、運営費とかお金とか、そういうのはどうなっているのかお聞きします。

○中央公民館長（高森紀之） これまでの観光施設から社会教育施設として変わる部分につきましては、まず、これまでは月曜日が休館で、火曜日から日曜日までの開館で、午後1時から午後10時までの開館だったのですけれども、4月の再開に当たっては、週末の金土日の3日間の開館で、時間は夕方6時から10時までの開館ということで考えております。

管理運営費につきましては、全体で658万2000円を見込んでおります。内訳としましては、会計年度任用職員の人件費が422万円、施設の維持管理に係る消耗品であったり備品等の購入に236万2000円を見込んでおります。

○24番（三上秋雄委員） 特に聞きたいのが、担当が変わるといふ、ここが前と違うといふのがあまり伝わってこないなと思つて聞いていたのだけれども、そういうところで考えていることがあつたら教えてください。

○中央公民館長（高森紀之） これまで観光施設として、指定管理者の下で管理されてきたのですけれども、これからは社会教育施設として相馬地域の方をはじめ、多くの方に天文に対する学習をしていただきたいといふことで、施設のほうも市内・市外の区別なく無料といふことで料金は頂かなくて、弘前市をはじめ、周辺の市町村の方も来て、県内の天文台施設としてはロマンピアの天文台が唯一ですので、多くの方に天文の観察、学習をしていただきたいといふふうに考えております。

○24番（三上秋雄委員） 最後に要望ですけれども、県内にもないといふことで、何年か前に新聞に載っていましたが、大発見とか、そういう話題性を持った天文台ですので、担当課のほうでもいろいろなイベントとかを考えてうまく使つてください。

それに最近、熊とかそういう被害があるので、そういう話で電話をしたけれども、警備体制といふのは、機械警備とかそういうのに任せるのではなくて、事故があれば大変なことになるので、そういうことを頭に入れて運営してもらえればと思つます。

○28番（田中 元委員） 細かい話なのだけれども、休館日が月曜日から木曜日、年末年始といふふうになっていますが、先般もありましたけれども、天体现象といふのは金、土、日に来るとは決まていないものですから、今言つたように、月、火もあり得るわけなのです。だから、私が何を言いたいかといふと、細かいですけれども、文書としてはつけにくいのではないかと今一瞬思つたのですけれども、休みは月曜日から木曜日、年末年始とあるけれども、こゝういふふうになつちやってしまうのはいかがかなと。

○教育部長（森岡欽吾） まさにそのとおりでございます、天体现象は曜日に関係なく発生いたしますといふことで、基本的な休館日といふことで月曜日から木曜日、そして年末年始と定めるのですが、教育長が必要と認めるときは、臨時で開館するといふ規定も設けますので、そこでしっかり天体现象に対応して開館していきたいと考えております。

○委員長（石山 敬委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（石山 敬委員） 次に、案件2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてを議題といたします。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前10時50分 休憩】

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を経済文教常任委員会の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了承されたところである。

【午前10時53分 開議】

○委員長（石山 敬委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

配付しております調査事項「農林業振興策等について」「商工業等振興施策について」「観光・物産振興対策等について」「教育施設等の管理運営について」「学校教育・社会教育等諸施策について」を閉会中の継続審査事件として決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石山 敬委員） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時54分 散会】